

児童虐待防止アクションプラン

(2011～2015)

「なくそう 子ども虐待」
～子どもの健やかな育ちのために～



平成 23 年 4 月

岩手県要保護児童対策地域協議会

岩 手 県 保 健 福 祉 部

【 目 次 】

○ はじめに	1
1 性格と役割	
2 計画期間	
3 構成	
4 計画の推進	
○ 児童虐待防止アクションプランの概要	2
○ 関係機関等の主な役割・機能	4
○ 関係機関等の連携図	6
○ 児童虐待防止アクションプランの体系図	
Action I 虐待の発生を予防する	7
Action II 虐待を早期に発見する	9
Action III 虐待の相談機能と対応を充実 する	10
Action IV 虐待の再発を防止する	12
○ 今後の取組	13
○ 参考資料	32

児童虐待相談の状況

児童虐待の定義（児童虐待の防止等に関する法律第2条）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

はじめに

県内における児童虐待相談は増加傾向にあり、不幸な虐待死亡事例も発生しています。

県ではこれまで、児童虐待防止のため「児童虐待防止いわて宣言(平成13年11月)」をはじめ、「児童虐待防止対策指針(平成14年2月)」、「児童虐待防止ハンドブック(平成18年3月改訂)」、「児童虐待防止アクションプラン(平成17年9月策定、平成20年4月改訂)」等を策定し、各般の取組みを進めてきました。

しかしながらこうした中であっても、児童相談所等で受付ける児童虐待相談は依然として増え続けています。

児童虐待は子どもの人格形成に関わる重大な人権侵害であるという認識に立ち、すべての子どもが安心して暮らすことができる社会づくりに向けて、地域住民の協力をいただきながら、児童に関係するあらゆる機関が、これまで取組んできた施策等をさらに充実強化することによって、児童虐待の根絶を目指す必要があります。

1 性格と役割

このアクションプランは、平成17年9月に策定した「児童虐待防止アクションプラン」を踏まえ、児童虐待を防止するため、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施するため、関係機関等が担うべき役割と具体的に取組むべきことを明らかにし、実践するための行動計画として策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、平成23年度から平成27年度の5年間とします。

なお、このアクションプランは、毎年度、その実施状況等を確認するとともに、国の動向や県内の状況変化などを踏まえ、適時見直しを行います。

3 構成

4つのアクションと12の主要項目により構成され、児童虐待防止に係る具体的な取組み項目や内容、指標等を記載しています。

4 進行管理

アクションプランの推進に当たっては、岩手県保健福祉部児童家庭課において、事業の実施状況や成果指標の達成度などの進行管理を行います。

また、「岩手県要保護児童対策地域協議会」における評価・助言等を事業の見直しや強化に反映します。

■ 児童虐待防止アクションプランの概要

【現状】 児童虐待相談は、依然として

- 【課題】
- 児童虐待は人格形成や生命に関わる重要な問題であり、
 - 児童虐待防止の究極的な対策は、児童虐待を起こさせないなどを含めた広範かつ総合的な取組みが必要です。
 - 児童虐待防止対策は、行政や学校のみならず、地域の方々ります。

Action I 「発生を予防する」

- (1) 周知と啓発
 - ①児童虐待防止ハンドブックの活用周知
 - ②児童虐待防止リーフレットの作成配布
 - ③県民等への市民講座等を通じた啓発活動の実施
 - ☆④オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施
 - ⑤マスメディアやインターネットを活用した啓発活動
 - ⑥子どもの人権尊重の啓発
- (2) 母子保健活動の充実
 - ①思春期対策の充実
 - ア 思春期相談の充実
 - イ 思春期健康教育等の充実
 - ウ 中・高校生の乳児ふれあい体験の充実
 - ☆②女性のための健康相談の充実
 - ③妊産婦、乳幼児健診未受診者対策の充実
 - ④両親・母親学級の充実
 - ⑤父親の育児参加の促進
 - ⑥母子保健指導者研修の開催
 - ☆⑦産後うつ病対策の充実
 - ⑧乳児家庭全戸訪問事業の推進
 - ⑨養育支援訪問事業の推進
 - ⑩岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進
- (3) 子育て家庭への支援の充実
 - ☆①子育て支援情報や相談機能の充実
 - ②地域子育て支援拠点事業の拡充
 - ③子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援
 - ④地域の子育て支援活動の充実

Action II 「早期に発見する」

- (1) 地域における早期発見、見守り体制の充実
 - ☆①民生委員・児童委員、主任児童委員ボランティア等子育て支援関係者のネットワーク・活動の充実
 - ②民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等に対する研修等の充実
 - ◎③要支援家庭の早期把握、見守り体制の充実
 - ④子ども110番の家との連携
- (2) 学校、医療機関、施設等における早期発見
 - ①学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立
 - ②医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組みの強化
 - ③保育所、幼稚園、児童館や放課後児童クラブ等職員に対する研修等の充実
 - ④民間相談機関との連携の充実(NPO等)

県民の協力・関係機関等

児童虐待のない社会

増加傾向にあり、虐待死事例も発

児童虐待をゆるさない県民意識の醸成が必要です。
こと、発生予防であり、そのためには保健分野、福祉分野、教育分野
の力や関係機関・団体等の緊密な連携のもと取り組まれる必要があ

Action III 「相談・対応機能を充実する」

- (1) 市町村の相談・対応機能の充実
 - ① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動
 - ☆② 相談体制の充実と対応力の向上
 - ③ 市町村職員研修の実施
 - ④ 緊急対応体制の整備
 - ⑤ 通告義務・相談窓口等の周知徹底
- (2) 児童相談所の相談・対応機能の充実
 - ☆① 専門的な対応機能の充実
 - ☆② 虐待対応専門チームによる48時間以内の対応等安全確認の徹底
 - ③ 市町村との連携と後方支援の強化
 - ④ 児童虐待相談対応Q & Aの活用周知
 - ⑤ 相談援助活動バックアップの強化
 - ⑥ 24時間児童虐待相談対応（ホットライン）の実施
 - ⑦ 所長、児童福祉司、児童心理司等の研修の受講
- (3) 広域振興局の市町村支援の充実
 - ① 市町村児童家庭相談への支援
 - ② 市町村の後方支援や主任児童委員等の活動への支援
- (4) 養護体制の充実
 - ① 児童養護施設等の機能の充実
 - ◎② 被措置児童等への虐待の防止
 - ③ 児童養護施設等職員の研修の充実
 - ④ 里親の拡充と専門里親の養成

Action IV 「再発を防止する」

- (1) 親子分離後の家族支援
 - ① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組み
 - ② 養育者（親）に対する支援プログラムの実施
- (2) 司法との連携強化
司法（裁判所、警察）関係との連携の強化
- (3) 児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実
 - ① 施設退所後や里親委託解除後の支援
 - ☆② 児童自立援助拠点及び自立援助ホームの運営

凡例

- ◎: 新たに取り組む事業
- ☆: 内容を拡充する事業

による具体的な実践

（児童虐待の根絶）

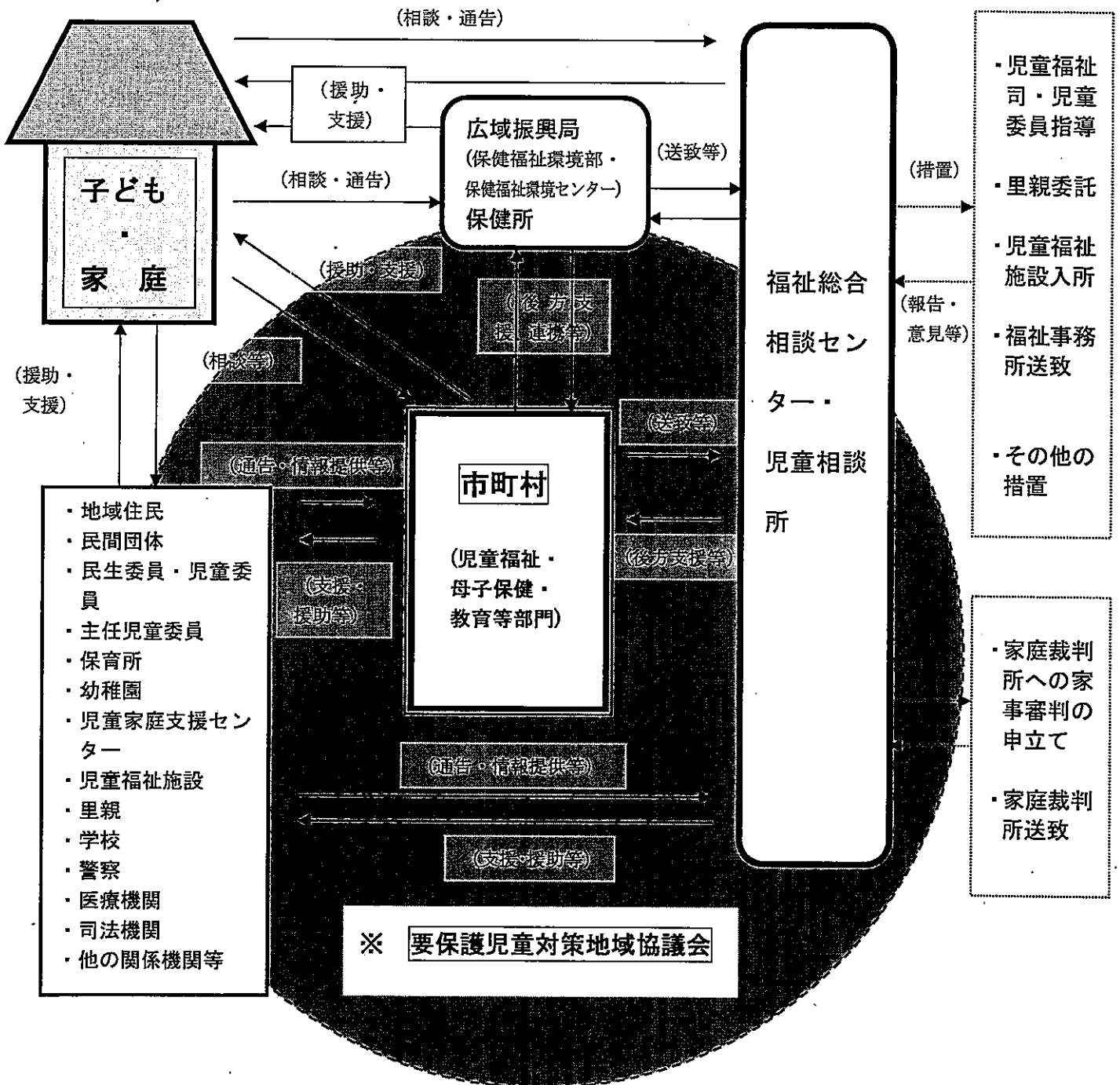
関係機関等の主な役割・機能

機 関 名	主な役割・機能
県（児童家庭課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止に係る施策の企画立案 ○ 県要保護児童対策地域協議会の開催 ○ 研修会などの開催 ○ 強制入所等の保護者への接近禁止命令
福祉総合相談センター・児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通告・相談の受理、援助 ○ 児童虐待のおそれのある保護者への立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検又は捜索等の実施 ○ 一時保護・同意入所等の保護者への面会・通信等の制限 ○ 子どもや家族に対する指導、援助等の支援 ○ 虐待対応専門チームによる48時間以内の児童の安全確認 ○ 緊急時の子どもの一時保護、児童福祉施設への入所措置 ○ 市町村への後方支援 ○ 家庭裁判所への送致
広域振興局 （保健福祉環境部・保健福祉環境センター） 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童家庭相談への対応 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への送致 ○ 市町村への後方支援（要保護児童対策の情報交換、個別ケース検討会議での助言など） ○ 生活保護費の支給等による支援 ○ 母子生活支援施設への入所 ○ 母子保健事業に係る市町村への専門的支援
市町村 市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通告・相談の受理、援助 ○ 子どもや家族に対する指導、援助等の支援 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への援助要請、送致 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への立入調査、一時保護実施要請の通知 ○ 要保護児童対策地域協議会の開催 ○ 保育所への入所 ○ 乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業の取組み ○ 妊娠、出産、子育てに関する相談、支援 ○ ハイリスクケースの把握と対応
市福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭児童相談室による児童家庭相談への対応 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への送致 ○ 生活保護費の支給等による支援 ○ 母子生活支援施設への入所
地域子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族への個別支援（育児不安等についての相談指導等） ○ 子育てサークルの育成・支援 ○ ハイリスクケースの把握と市町村への報告

機 関 名	主な役割 ・ 機 能
警察署生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの保護（福祉総合相談センター・児童相談所への通告等） ○ 福祉総合相談センター・児童相談所からの援助要請への対応
交番・駐在所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のハイリスクケースの把握と警察署生活安全課との連携
家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待の疑いのある保護者への臨検又は捜索のための許可状の交付等 ○ 親権者の同意を得られない施設入所の承認 ○ 親権者の変更、親権喪失宣告、養子縁組の許可及び特別養子縁組の成立 ○ 家事相談
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医学的観点に基づく虐待の疑いについての判断 ○ 要保護児童としての通告、傷害事件としての警察通報
弁護士、弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法制度の適切な活用についての助言
保育所・幼稚園・児童館、放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者に対する養育支援（相談対応、助言等） ○ ハイリスクケースの把握と必要に応じた通告
小・中・高校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者からの相談への対応 ○ ハイリスクケースの把握と必要に応じた通告 ○ ハイリスクケースの安全確認と見守り
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動を通じた虐待予防と早期発見、必要に応じた通告 ○ 家庭の見守りや相談支援 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所、市町村（福祉事務所を含む）との連携に基づく虐待家庭の状況把握
里親	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被虐待児童の養育の受託
児童養護施設・乳児院・知的障害児施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被虐待児童の心と体のケア ○ 福祉総合相談センター・児童相談所との連携に基づく、親子再統合に向けた保護者への相談・援助 ○ 被措置児童等虐待防止の取組
母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭の母及び児童の心と体のケア、自立に向けた支援
民間団体（NPO等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止の啓発の取組 ○ 育児不安、児童虐待等に関する相談支援
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待についての理解と必要に応じた通告

関係機関等の連携図

児童虐待の防止・対応は一つの機関等ですべての役割を担うことはできません。それぞれが有する機能を発揮しながら役割を果たし、さらに関係機関が有機的に連携することが重要です。児童虐待に関する相談援助活動における連携図と関係機関等の主な役割は次のとおりです。



※要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法第25条の2に規定されている要保護児童等に関する適切な保護を図るために必要な情報交換、支援内容に関する協議を行なうもの。

児童虐待防止アクションプラン体系図

I 虐待の発生を予防する【Action・I】

基本方針		アクションプラン			指標	
大項目	小項目	項目	取組の主体	内容		
虐待の発生を予防する	(1) 周知と啓発	① 児童虐待防止ハンドブックの活用周知	県本庁 児童相談所	児童虐待の防止、発見、通告など適切な対応につなげるため、民生児童委員、保育士、教員等を対象とした研修会などでハンドブックを活用	ハンドブックを活用した研修会等の実施回数	
		② 児童虐待防止リーフレットの作成配布	県本庁	児童虐待防止について県民の関心を高めるとともに、児童虐待や通告義務を周知するため、リーフレットを作成し、配布	児童虐待防止月間等での配布部数	
		③ 県民等への市民講座等を通じた啓発活動の実施	児童相談所 県本庁 広域振興局・保健福祉環境センター 市町村 民間団体	県民向けの講座等を開催するとともに、関係機関が主催する研修等に対応し、啓発活動を実施	市民講座等への講師派遣回数	
		④ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施	県本庁 児童相談所 広域振興局・保健福祉環境センター 市町村 民間団体	児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、関係機関や団体が一体となった集中的な啓発活動の実施、講演会やシンポジウム等の開催	講演会等参加者数	
		⑤ マスメディアやインターネットを活用した啓発活動	県本庁	広報媒体や県のホームページによる子育て支援等に関する情報提供、相談窓口の周知	広報実施回数	
		⑥ 子どもの人権尊重の啓発	県本庁 市町村 学校 (民間団体)	子どもの人権について、県・市町村の広報や事業を通じて啓発するとともに、子ども自身が人権について理解するため、学校において人権教育を実施	・市町村広報誌等掲載回数（年1回以上） ・県広報誌等掲載回数（年1回以上） ・人権教育の実施校数	
	(2) 母子保健活動の充実	① 思春期対策の充実				
		ア 思春期相談の充実	市町村 保健所 (警察本部)	母子保健に係る相談、情報提供等の充実のため思春期相談を実施	思春期相談件数（市町村・保健所）	
		イ 思春期健康教育等の充実	市町村 保健所 (市町村教育委員会)	地域保健と学校保健との連携を図りながら、小・中・高校生に対する健康教育を実施	思春期健康教育等の実施回数（教育委員会と連携した研修）	
		ウ 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実	市町村	子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象に乳児とのふれあい体験を実施	ふれあい体験の実施回数	
		② 女性のための健康相談の充実	保健所 (市町村、県本庁)	女性健康支援センター（保健所）において、妊娠、出産についての身体的、精神的な悩みを有する女性のための相談（妊産婦のメンタルヘルス、望まない妊娠、避妊など）を実施	妊娠等に関する相談件数	
		③ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実	市町村	妊娠の届出や妊産婦や乳幼児の健康診査の受診を推進し、未受診者に対して受診勧奨等の指導を実施	未受診者に対する訪問・面接・電話による指導実施率	

基本方針		アクションプラン			指標
大項目	小項目	項目	取組の主体	内容	
虐待の発生を予防する	(2) 母子保健活動の充実	④ 両親・母親学級の充実	市町村 (医療機関)	妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実	研修・交流会等の実施回数
		⑤ 父親の育児参加の促進	県本庁 (市町村)	パパ子育て手帳の配布や父親の子育て講座の実施により男性の育児参加への意識啓発	手帳配布数(年間出生数)
		⑥ 母子保健指導者研修の実施	県本庁	母子保健対策を充実するため、市町村等の母子保健指導者に対する研修会を実施	研修会参加者数
		⑦ 産後うつ病対策の充実	市町村 保健所 医療機関	母親の心身の健康支援を行うため、産後うつの理解促進と相談対応の充実	産後うつスクリーニング実施機関数
		⑧ 乳児家庭全戸訪問事業の推進	市町村	すべての乳児のいる家庭を訪問し、相談対応や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対してサービス提供を実施	家庭訪問実施率
		⑨ 養育支援訪問事業の推進	市町村	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導助言等を実施するとともに、母子保健と児童福祉の担当部署、要保護児童地域対策協議会との連絡調整による支援の進行管理を実施	市町村の事業実施率
	⑩ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進	県本庁 市町村 医療機関	医療機関や市町村と連携を促進し、周産期医療情報の共有を図りながら、妊婦のリスクに応じた適切な保健指導等の実施	参加機関数 (現状(H21) 市町村 20 医療機関 39)	
	(3) 子育て家庭の支援の充実	① 子育て支援情報や相談機能の充実	県本庁	県の子育て応援ポータルサイトによる情報提供の充実を図るとともに、親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、人材育成など、子育てサポートセンターの子育て支援の中核的施設として機能を充実	・ポータルサイト ページビュー件数 ・研修会の開催回数
		② 地域子育て支援拠点事業の拡充	市町村 (広域振興局・保健福祉環境センター)	地域子育て支援センター等の活動を充実するため、職員研修会の開催などによる市町村の取組を充実	支援拠点設置箇所数
		③ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援	市町村 広域振興局・保健福祉環境センター (県本庁)	子育てサークルや子育て支援団体等の活動の充実を図るため、情報提供や団体の育成などの支援を実施	団体数 (現状(H21) 子育てサークル数 131 母親クラブ数 92)
④ 地域の子育て支援活動の充実		市町村 県本庁 広域振興局・保健福祉環境センター	・地域での見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援コーディネーターなどによる活動の充実 ・養育の支援が必要な保護者等を対象としたプログラムの導入を検討	活動事例数	

II 虐待を早期に発見する【Action・II】

基本方針		アクションプラン			指標
大項目	小項目	項目	取組の主体	内容	
虐待を早期に発見する	(1) 地域における早期発見、見守り体制の充実	① 民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア等子育て支援関係者のネットワーク・活動の充実	市町村 広域振興局・保健福祉環境センター 児童相談所 (県本庁)	児童虐待防止の意識の高揚を図るとともに、早期発見につながるため、子育て支援関係者の組織化、関係機関・団体等のネットワークや活動の充実	早期発見・見守り等取組事例数
		② 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等の研修等の充実	児童相談所 広域振興局 市町村 (県本庁)	民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等を対象に児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施	研修又は情報提供等の実施回数(年1回以上)
		③ 要支援家庭の早期把握、見守り体制の充実	市町村 県本庁	虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、主任児童委員等の家庭訪問による見守り体制を整備	家庭訪問等を実施した要支援世帯数
		④ 子ども110番の家との連携	警察本部 (市町村)	子ども110番の家を対象に児童虐待防止の意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制を整備	チラシ配布や研修等の実施回数
	(2) 学校・医療機関・施設等における早期発見	① 学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立	県教育委員会 市町村教育委員会 学校 (児童相談所)	<ul style="list-style-type: none"> 学校等関係者を対象に児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施 ・校長、副校長、園長等 ・生徒指導主事、養護教諭等 ・学校への資料や情報の提供により学校単位での取組みを支援 	研修又は会議での情報提供等の実施回数(年1回以上)
		② 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組みの強化	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会 (児童相談所)	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者を対象に研修や会議での情報提供等を実施 ・医療機関における児童虐待通告への取組みを促進 	研修又は情報提供等の実施回数
		③ 保育所、幼稚園、児童館や放課後児童クラブの職員等に対する研修等の充実	市町村 県本庁 (保育所、幼稚園、関係団体)	保育所、児童館等の職員等を対象に研修や会議での情報提供等を実施	研修又は情報提供等の実施回数(年1回以上)
		④ 民間相談機関との連携の充実(NPO等)	児童相談所 関係団体	民間相談機関との連絡会議を開催し、情報交換等を実施	連絡会議の開催回数

Ⅲ 虐待の相談と対応機能を充実する【Action・Ⅲ】

基本方針		アクションプラン			指標
大項目	小項目	項目	取組の主体	内容	
相談と対応機能を充実する	(1) 市町村の相談・対応機能の充実	① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動	市町村 (県本庁、児童相談所、広域振興局・保健福祉環境センター)	要保護児童対策地域協議会の運営を充実するため、代表者会議等の開催、実務者会議等の充実	・代表者会議の開催回数(年1回以上) ・実務者会議の開催回数(例えば3か月に1度) ・ケース検討会議の開催回数(必要に応じて随時)
		② 相談体制の充実と対応力の向上	市町村	相談対応が適切にできるよう職員を配置するとともに、児童福祉と母子保健の担当部署との連携、研修参加による対応力の向上	・相談担当職員2名以上の配置市町村数 ・児童虐待相談対応件数
		③ 市町村職員研修の実施	県本庁 児童相談所 広域振興局・保健福祉環境センター	市町村の相談・対応機能を充実するため、職員に対する研修等を実施	研修参加者数
		④ 緊急対応体制の整備	市町村	休日・夜間など緊急対応の体制の整備	休日・夜間対応の実施市町村数
		⑤ 通告義務・相談窓口等の周知徹底	県本庁 市町村	広報等を通じ住民に児童虐待の通告義務・相談窓口を周知	市町村広報誌等掲載回数(年1回以上)
	(2) 児童相談所の相談・対応機能の充実	① 専門的な対応機能の充実	児童相談所	弁護士、精神科医師等からの助言体制の充実、児童相談所職員のスーパーバイザー研修への派遣などにより処遇困難ケース等への専門的な相談対応を充実	・弁護士、精神科医師等から助言による指導実施回数 ・スーパーバイザー研修派遣者数
		② 虐待対応専門チームによる48時間以内の対応等児童の安全確認の徹底	児童相談所	虐待通告から児童の安全確認までの所要時間48時間以内の対応と立入調査、臨検・捜索等への対応体制の整備	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間以内の対応率100%
		③ 市町村との連携と後方支援の強化	児童相談所	市町村への巡回支援、個別ケース検討会議への参加等により市町村との連携や支援を強化	・市町村への巡回支援回数 (各市町村に年間2～3回程度) ・個別ケース検討会議参加回数 (各市町村に年間4回以上)
		④ 児童虐待相談対応Q&Aの活用周知	児童相談所	市町村職員等向けの間答集を活用しながら、市町村等での虐待相談対応機能を充実	児童虐待相談対応Q&Aを活用した研修会等の実施回数
		⑤ 相談援助活動バックアップの強化	児童相談所	大学教授(ソーシャルワークや心理面接等の専門的知識を有する教授)等からの助言体制を充実	大学教授等からの助言による指導実施回数
⑥ 24時間児童虐待相談対応(ホットライン)の実施	児童相談所	福祉総合相談センターにおける休日、夜間相談への対応	児童虐待相談件数		
⑦ 所長、児童福祉司・児童心理司等の研修の受講	児童相談所(大学)	管理者、専門職員の資質向上を図るため、全国研修等を受講するとともに、計画的に研修会を実施し、ケース処遇の充実や各種講座等の講師対応	・研修の受講者数 ・講師派遣の実施回数		

基本方針		アクションプラン			指標
大項目	小項目	項目	取組の主体	内容	
相談と対応機能を充実する	(3) 広域振興局の市町村支援の充実	① 市町村児童家庭相談への支援	広域振興局・保健福祉環境センター 児童相談所	職員の研修受講の機会を確保するとともに、要保護児童対策の情報交換等の実施、市町村の個別ケース検討会議での助言、児童家庭相談援助関係者等に対する研修等による市町村の支援	情報交換等の実施回数 や市町村個別ケース検討会議への参加回数
		② 市町村の後方支援や主任児童委員等の活動への支援	広域振興局・保健福祉環境センター 児童相談所 (県本庁)	市町村の取組みの支援、児童相談所との連携による主任児童委員等を対象とした研修等の実施、活動への支援	主任児童委員等を対象とした研修等の実施回数
	(4) 養護体制の充実	① 児童養護施設等の機能の充実	児童養護施設等 (県本庁)	心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の入所児童へのカウンセリング、心理療法を実施	カウンセリング、心理療法の実施回数
		② 被措置児童等への虐待の防止	県本庁 児童相談所 児童養護施設等 里親	「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいた体制づくり、子どもの権利擁護の強化等を実施	・研修会の実施回数 ・児童への説明の実施回数
		③ 児童養護施設等職員の研修の充実	県本庁 児童相談所 児童養護施設等	施設ケア体制の充実を図るため、基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するとともに、権利擁護や処遇の充実に向けた児童養護施設等職員への研修の充実	・児童養護施設等職員への研修の実施回数(各施設1名以上の参加) ・基幹的職員(スーパーバイザー)養成研修の実施回数
		④ 里親の拡充と専門里親の養成	県本庁 児童相談所 里親会	家庭的な養育環境を充実するため、里親制度の普及啓発や里親への研修などにより里親の育成や資質を向上	・里親への研修の実施回数 ・専門里親の養成数

IV 虐待の再発を防止する【Action・IV】

基本方針		アクションプラン			指標
大項目	小項目	項目	取組の主体	内容	
虐待の再発を防止する	(1) 親子分離後の家族支援	① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組み	児童相談所 児童養護施設等	家庭支援機能を強化するため、関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに、家族再統合に向けた取組を強化	自立支援計画作成数
		② 養育者（親）に対する支援プログラムの充実	児童相談所	家族統合に向けた保護者の指導・支援を推進	養育者（親）に対する支援プログラムの実施回数
	(2) 司法との連携強化	司法（裁判所、警察）関係との連携の強化	児童相談所 司法[家裁・警察等]	司法（裁判所、警察）関係との連携を図るため、会議への参加や立入調査や臨検・捜索等の対応での連携を推進	連絡会等の実施回数
	(3) 児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実	① 施設退所後や里親委託解除後の支援	児童養護施設等 （児童相談所、市町村、里親）	施設退所後や里親委託解除後の児童への適切なアフターケアを行い、その自立に向けた支援を充実	アフターケア実施率
		② 児童自立援助拠点及び自立援助ホームの運営	県本庁 社会福祉法人 （児童相談所）	施設退所児童等の自立に向けた支援を行うため、相談援助や就労支援などを行う援助拠点及び自立援助ホームの運営、関係機関の連携による運営支援	自立援助ホーム利用者数

今後の取組

区分 Action I【虐待の発生を予防する】

項目	(1) 周知と啓発			
事業開始年度	平成11年度～	主たる対象者	県民、児童福祉関係機関等	

1 現状・これまでの取組

- 平成13年11月20日：児童虐待防止いわて宣言
- 平成14年2月：児童虐待防止対策指針の作成
- 平成14年11月：児童虐待防止ハンドブックの作成
- 平成16年3月：虐待防止リーフレットの作成
- 平成18年3月：児童虐待防止ハンドブックの改定
- 平成18年12月：小中学校等教職員向け児童虐待防止パンフレットの作成
- 平成19年11月：児童虐待防止啓発用パンフレット（スーパー、コンビニ用）の作成
- 平成20年2月：小学校保護者向け児童虐待防止パンフレットの作成
- 平成20年度～ 児童虐待対応劇による啓発
- 平成22年3月：被措置児童等虐待対応マニュアルの策定

2 課題

- 社会全体で児童虐待を防止する取組みを推進するため、虐待防止、通告窓口の広報・啓発により、県民が児童虐待に対する理解を深められるようにする必要がある。
- 社会的・経済的に不安を抱えた保護者などが相談窓口や各種制度等について情報が得られるように、様々な手法による啓発が必要である。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 児童虐待防止ハンドブックの活用周知 【県本庁】 【児童相談所】	児童虐待の防止、発見、通告など適切な対応につなげるため、保育士、教員、主任児童委員等を主な対象とした研修会等でハンドブックを活用	ハンドブックの活用周知				→
② 児童虐待防止リーフレットの作成配布 【県本庁】	児童虐待防止について県民の関心を高めるとともに、児童虐待や通告義務を周知するため、リーフレットを作成し、配布	リーフレットの作成・印刷・配付				→
③ 県民等への市民講座等を通じた啓発活動の実施 【児童相談所】 【県本庁】 【広域振興局・保健福祉環境センター】 【市町村】 【民間団体】	県民向けの講座等を開催するとともに、関係機関が主催する研修等に対応し、啓発活動を実施	市民講座等での啓発				→
④ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施 【県本庁】 【児童相談所】 【広域振興局・保健福祉環境センター】 【市町村】 【民間団体】	児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、関係機関や団体が一体となった集中的な啓発活動の実施、講演会やシンポジウム等の開催	講演会等の開催・街頭キャンペーン等の実施 虐待防止推進全国フォーラムの開催				→
⑤ マスメディアやインターネットを活用した啓発活動 【県本庁】	広報媒体や県のホームページによる子育て支援等に関する情報提供、相談窓口の周知	県政番組による広報 ホームページの				→

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
⑥ 子どもの人権尊重の啓発 【県本庁】 【市町村】 【学校】 (民間団体)	子どもの人権について、県・市町村の広報や事業を通じて啓発するとともに、子ども自身が人権について理解するため、学校において人権教育を実施	広報誌等での啓				→
		人権教育実施の調整	人権教育の実			→

4 指標

①	ハンドブックを活用した研修会等の実施回数
②	児童虐待防止月間等での配布部数
③	市民講座等への講師派遣回数
④	講演会等参加者数
⑤	広報実施回数
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村広報誌等掲載回数（年1回以上） ・県広報誌等掲載回数（年1回以上） ・人権教育の実施校数

区分 Action I 【虐待の発生を予防する】

項目	(2) 母子保健活動の充実 ① 思春期対策の充実		
事業開始年度		主たる対象者	小・中・高校生等

1 現状・これまでの取組

- ・児童・生徒を対象に保健所、市町村での思春期ホットライン等による相談、健康教育・講演会を実施
- ・平成17年度～平成20年度：県本庁主催でピアカウンセラー養成セミナーを開催

2 課題

児童・生徒に対し、正しい性の知識、生命の大切さや乳幼児とのふれあい等を通し、児童虐待への認識を高め、発生予防を図る必要がある。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①-ア 思春期相談の充実 【市町村】 【保健所】 (警察本部)	母子保健に係る相談、情報提供等の充実のため思春期相談を実施	思春期相談の実施				
①-イ 思春期健康教育等の充実 【保健所】 【市町村】 (市町村教育委員会)	地域保健と学校保健との連携を図りながら、小・中・高校生に対する健康教育を実施	小・中・高校生への健康教育、講演会の実施				
①-ウ 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実 【市町村】	子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象に乳児とのふれあい体験を実施	中・高校生の乳児ふれあい体験の実施				

4 指標

①-ア	思春期相談件数 (市町村・保健所)
①-イ	思春期健康教育等の実施回数 (教育委員会と連携した研修)
①-ウ	ふれあい体験の実施回数

区分 Action I 【虐待の発生を予防する】

項目	(2) 母子保健活動の充実 ② 女性のための健康相談の実施 ～ ⑩ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進
----	---

事業開始年度		主たる対象者	妊婦、父親、保健師、乳幼児を抱える母親等
--------	--	--------	----------------------

1 現状・これまでの取組

- ・市町村の乳幼児健診での虐待チェック項目の導入、両親・母親学級の開催、保健所での産後うつ病対策のモデル事業の実施
- ・平成19年度～：市町村において生後4か月までの乳児の全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」を実施
- ・平成21年度～：周産期医療体制の整備のため、医療機関と市町村の周産期医療情報ネットワークを整備
- ・平成22年度：マルチリートメント対策研究事業において、乳児家庭全戸訪問事業の取組の参考となるガイドラインを作成予定

2 課題

- ・安全・安心な妊娠・出産、育児不安の解消を図るため、ハイリスクケースの把握・支援や父親の育児参加への支援、母子保健指導者の資質の向上を図る必要がある。
- ・国の専門委員会報告書で、虐待死亡事例において、0歳児が半数を占めていることから、望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実について提言が行われており、これに対応する必要がある。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度					
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
② 女性のための健康相談の充実 【保健所】 (市町村、県本庁)	女性健康支援センター（保健所）において、妊娠、出産についての身体的、精神的な悩みを有する女性のための相談（妊産婦のメンタルヘルス、望まない妊娠、避妊など）を実施	女性の健康相談の実施					→
③ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実 【市町村】	妊娠の届出や妊産婦や乳幼児の健康診査の受診を推進し、未受診者に対して受診勧奨等の指導を実施	健診未受診者の把握、フォロー					→
④ 両親・母親学級の充実 【市町村】 (医療機関)	妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実	妊婦、配偶者への研修・交流会等の実施					→
⑤ 父親の育児参加の促進 【県本庁】 (市町村)	パパ子育て手帳の配布や父親の子育て講座の実施により男性の育児参加への意識啓発	・パパ子育て手帳の配布（県本庁作成） ・父親対象事業の実施					→
⑥ 母子保健指導者研修の実施 【県本庁】	母子保健対策を充実するため、市町村等の母子保健指導者に対する研修会を実施	母子保健指導者研修の実施					→
⑦ 産後うつ病対策の充実 【市町村】 【保健所】 【医療機関】	母親の心身の健康支援を行うため、産後うつの理解促進と相談対応の充実	・市町村での実施 ・保健所の市町村支援					→
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業の推進 【市町村】	すべての乳児のいる家庭を訪問し、相談対応や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対してサービス提供を実施	家庭訪問の実施					→

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
⑨ 養育支援訪問事業の推進 【市町村】	養育支援が特に必要な家庭を訪問、指導助言等を実施するとともに、母子保健と児童福祉の担当部署、要保護児童地域対策協議会との連絡調整による支援の進行管理を実施	家庭訪問による養育支援の実施				→
⑩ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進 【県本庁】 【市町村】 【医療機関】	医療機関や市町村と連携を促進し、周産期医療情報の共有を図りながら、妊婦のリスクに応じた適切な保健指導等の実施	参加機関の拡充と連携の推進				→

4 指標

②	妊娠等に関する相談件数
③	未受診者に対する訪問・面接・電話による指導実施率
④	研修・交流会等の実施回数
⑤	手帳配布数（年間出生数）
⑥	研修会参加者数
⑦	産後うつスクリーニング実施機関数
⑧	家庭訪問実施率
⑨	市町村の事業実施率
⑩	参加機関数 （現状（H21）） 市町村 20 医療機関 39

区分 Action I 【虐待の発生を予防する】

項目	(3) 子育て家庭の支援の充実		
事業開始年度		主たる対象者	子育て家庭の母親、父親等

1 現状・これまでの取組

- ・平成20年度～：県立大学との共同プロジェクトにより、地域子育て支援拠点施設の情報発信を支援
 - ・平成20年度～平成22年度：地域の子育て支援活動の中核となる子育て支援コーディネーターの養成研修を実施
 - ・平成21年度～：社会全体での子育て支援を推進するため、(財)岩手県長寿社会振興財団に「いわて子ども希望基金」を創設し、地域子育て活動支援事業等を実施
- 21年度末現在
- ・子育てサポートセンター：1か所
 - ・子育てサークル：131サークル
 - ・母親クラブ：92クラブ
 - ・地域子育て支援拠点：84施設

2 課題

- ・地域における児童の健全育成を図るため、子育てに関する相談対応や情報提供、地域の子育て支援活動の充実など地域全体で子育てを支援する地域づくりの取組みを強化する必要がある。
- ・子育てに不安を抱える親向けのプログラムの実施を検討する必要がある。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 子育て支援情報や相談機能の充実 【県本庁】	県の子育て応援ポータルサイトによる情報提供の充実を図るとともに、親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、人材育成など、子育てサポートセンターの子育て支援の中核的施設として機能を充実	・子育て情報の提供 ・子育て研修会の開催				→
② 地域子育て支援拠点事業の拡充 【市町村】 (広域振興局・保健福祉環境センター)	地域子育て支援センター等の活動を充実するため、職員研修会の開催などによる市町村の取組を充実	・設置箇所の拡充 ・活動の充実				→
③ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援 【市町村】 【広域振興局・保健福祉環境センター】	子育てサークルや子育て支援団体等の活動の充実を図るため、情報提供や団体の育成などの支援を実施	団体の育成支援				→
④ 地域の子育て支援活動の充実 【市町村】 【県本庁】 【広域振興局・保健福祉環境センター】	・地域での見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援コーディネーターなどによる活動の充実 ・養育の支援が必要な保護者等を対象としたプログラムの導入を検討	・地域人材の活用 ・活動の支援				→

4 指標

①	・ポータルサイトページビュー件数 ・研修会の開催回数
②	支援拠点設置個所数
③	団体数の増加 〔現状 (H21) 子育てサークル数 131 母親クラブ数 92〕
④	活動事例数

区分 Action II 【虐待を早期に発見する】

項目	(1) 地域における早期発見、見守り体制の充実		
事業開始年度	平成10年度～	主たる対象者	民生児童委員、駐在所、保健推進員、子ども110番の家、その他住民

1 現状・これまでの取組

- ・平成10年度～：各児童相談所に児童虐待防止地域連絡会議を設置し、地域関係者間の情報交換や虐待防止に関する研修会を実施
- ・平成18年度：県内3地区において子どもや子育て世帯への声かけ、見守りを行う「子育て支援隊」モデル事業を実施
- ・平成19年度～：各振興局において子育て支援隊に関するワークショップを開催し、組織化に向け市町村を支援

2 課題

家庭や地域における子育て力の低下等により、子育て中の親は地域で孤立するとともに、育児不安を増大させており、民生児童委員や主任児童委員、ボランティア、子育て支援組織など地域の資源やネットワークを活用しながら、子どもや子育て家庭への支援を充実する必要がある。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア等子育て支援関係者のネットワーク・活動の充実 【市町村】 【広域振興局・保健福祉環境センター】 【児童相談所】 (県本庁)	児童虐待防止の意識の高揚を図るとともに、早期発見につなげるため、子育て支援関係者の組織化、関係機関・団体等のネットワークや活動の充実	ネットワークや活動の充実				→
② 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等の研修等の充実 【児童相談所】 【広域振興局・保健福祉環境センター】 【市町村】 (県本庁)	民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等を対象に児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施	研修の実施や会議等での情報提供				→
③ 要支援家庭の早期把握、見守り体制の充実 【市町村】 【県本庁】	虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、主任児童委員等の家庭訪問による見守り体制を整備	地域での見守りの実施				→
④ 子ども110番の家との連携 【県警察本部】 (市町村)	子ども110番の家を対象に児童虐待防止の意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制を整備	児童虐待防止、通告に関する啓発				→

4 指標

①	早期発見・見守り等取組事例数
②	研修又は情報提供等の実施回数（年1回以上）
③	家庭訪問等を実施した要支援世帯数
④	チラシ配布や研修等の実施回数

区分 Action II 【虐待を早期に発見する】

項目	(2) 学校、医療機関、施設等における早期発見		
事業開始年度	平成10年度～	主たる対象者	学校、児童養護施設、医療機関、保育所等

1 現状・これまでの取組

- ・平成10年度：各児童相談所に児童虐待防止地域連絡会議を設置し、情報交換や研修会を実施
- ・平成11年度：各児童相談所単位で児童福祉関係者等に対する児童虐待専門研修を実施
- ・平成16年度～：各児童相談所と地方振興局が連携し、児童虐待専門研修を実施
- ・平成17年度～：市町村や地区の民生児童委員協議会等関係機関からの要請により、児童虐待防止に関する研修会を実施
- ・平成21年度：県医師会、県歯科医師会において、児童虐待防止に関する研修会を実施

2 課題

学校職員、民生児童委員、保育所職員、医療関係者等に対する児童虐待に関する研修を実施し、虐待の早期発見・早期対応の機能向上を図る必要がある。

健診や診療において、児童虐待が疑われる場合、診察した医師や医療機関の判断により通告することとなるが、判断する際、疑義がある場合等のサポート体制を検討する必要がある。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立 【県教育委員会】 【市町村教育委員会】 【学校】 (児童相談所)	・学校等関係者を対象に児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施 ・校長、副校長、園長等 ・生徒指導主事、養護教諭等 ・学校への資料や情報の提供により学校単位での取組みを支援	研修の実施や会議等での情報提供				→
② 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組みの強化 【県本庁】 【医師会】 【歯科医師会】 【看護協会】 【助産師会】 (児童相談所)	・医療関係者を対象に研修や会議での情報提供等を実施 ・医療機関における児童虐待通告への取組みの実施	・医療従事者に対する研修の実施や会議等での情報提供 ・医療機関での児童虐待通告への取組強化				→
③ 保育所、幼稚園、児童館や放課後児童クラブの職員等に対する研修等の充実 【市町村】 【県本庁】 (保育園、幼稚園、関係団体)	保育所、幼稚園、児童館等の職員等を対象に研修や会議での情報提供等を実施	研修の実施や会議等での情報提供				→
④ 民間相談機関との連携の充実(NPO等) 【児童相談所】 【関係団体】	民間相談機関との連絡会議を開催し、情報交換等を実施	連絡会議の立ち上げ				→
			会議の開催			→

4 指標

①	研修又は会議での情報提供等の実施回数（年1回以上）
②	研修又は情報提供等の実施回数
③	研修又は情報提供等の実施回数（年1回以上）
④	連絡会議の開催回数

区分 ActionⅢ【虐待の相談と対応機能を充実する】

項目	(1) 市町村の相談と対応機能の充実		
事業開始年度	平成17年度～	主たる対象者	市町村

1 現状・これまでの取組

- ・全市福祉事務所（13市）に家庭相談室を設置し、家庭相談員が住民の家庭相談に対応
- ・17年度～：全市町村において、児童家庭相談窓口を整備
- ・18年度～：全市町村において、市町村要保護児童対策地域協議会及び緊急対応体制が整備

2 課題

要保護児童への適切な支援を行うため、相談機能の充実と要保護児童対策地域協議会の実効ある活動を推進する必要がある。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動 【市町村】 (県本庁、広域振興局・保健福祉環境センター、児童相談所)	要保護児童対策地域協議会の運営を充実するため、代表者会議等の開催、運営の充実	要保護児童対策地域協議会の運営の充実				→
② 相談体制の充実と対応力の向上 【市町村】	相談対応が適切にできるよう職員を配置するとともに、児童福祉と母子保健の担当部署及び学校関係者との連携、研修参加による対応力の向上	・相談に適切に対応できる職員の配置 ・児童福祉と母子保健の連携				→
③ 市町村職員研修の実施 【県本庁】 【児童相談所】 【広域振興局・保健福祉環境センター】	市町村の相談・対応機能を充実するため、職員に対する研修等を実施	市町村職員への研修の実施				→
④ 緊急対応体制の整備 【市町村】	休日・夜間など緊急対応の体制の整備	緊急対応体制の整備				→
⑤ 通告義務・相談窓口等の周知徹底 【県本庁】 【市町村】	広報等を通じ住民に児童虐待の通告義務・相談窓口を周知	通告義務・相談窓口等の広報の実施				→

4 指標

①	・代表者会議の開催回数（年1回以上） ・実務者会議の開催回数（例えば3か月に1度） ・ケース検討会議の開催回数（必要に応じて随時）
②	・相談担当職員2名以上の配置市町村数 ・児童虐待相談対応件数
③	研修参加者数
④	休日・夜間対応の実施市町村数
⑤	市町村広報誌等掲載回数（年1回以上）

区分 ActionⅢ【虐待の相談と対応機能を充実する】

項目	(2) 児童相談所の相談・対応機能の充実		
事業開始年度	平成17年度～	主たる対象者	児童相談所

1 現状・これまでの取組み

- ・全国児童相談所長研修の受講、児童福祉司、児童心理司の中央研修等の受講
- ・平成14年度：児童福祉司、心理判定員等の増員、虐待対応専門チーム、家庭支援専門家チームの設置
- ・平成17年度～：児童福祉司9人の増員、全児童相談所に虐待対応専門チームを設置
：県福祉総合相談センター、スーパーバイズ体制の強化、精神科医の専門的助言指導 毎月2回
- ・平成18年度～：県福祉総合相談センター、弁護士の専門的助言指導 毎月1回
- ・平成20年度～：児童福祉司2人の増員
- ・平成22年度：県福祉総合相談センターに警察OB1人（非常勤職員）を配置し、立入調査等の法的手段、保護者とのトラブル防止等への体制を整備

2 課題

- ・児童相談所の相談・対応機能の向上を図るとともに、市町村の後方支援や虐待への専門的対応などを充実するための支援の強化が必要である。
- ・児童の安全確認のために立入調査、臨検・捜索等が必要となった場合に、迅速、的確に対応できるように、児童相談所職員の対応能力の向上を図る必要がある。

3 今後の取組み

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組み年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 専門的な対応機能の充実 【児童相談所】	弁護士、精神科医師等からの助言体制の充実、児童相談所職員のスーパーバイザー研修への派遣などにより処遇困難ケース等への専門的な相談対応を充実	弁護士、精神科医師等による専門的助言指導の充実				→
② 虐待対応専門チームによる48時間以内の対応等児童の安全確認の徹底 【児童相談所】	虐待通告から児童の安全確認までの所要時間48時間以内の対応と立入調査、臨検・捜索等への対応体制の整備	安全確認までの所要時間48時間以内の対応				→
③ 市町村との連携と後方支援の強化 【児童相談所】	市町村への巡回支援、個別ケース検討会議への参加等により市町村との連携や支援を強化	・市町村への巡回支援の実施 ・個別ケース検討会議への参加				→
④ 児童虐待相談対応Q&Aの活用周知 【児童相談所】	市町村職員等向けの問答集を活用しながら、市町村等での虐待相談対応機能を充実	児童虐待相談対応Q&Aの活用周知				→
⑤ 相談援助活動バックアップの強化 【児童相談所】	大学教授（ソーシャルワークや心理面接等の専門的知識を有する教授）等からの助言体制を充実	ソーシャルワーク、ケースワーク、心理療法等の専門的助言指導の充実				→
⑥ 24時間児童虐待相談対応（ホットライン）の実施 【児童相談所】	福祉総合相談センターにおける休日、夜間相談への対応	休日、夜間相談の対応の実施				→
⑦ 所長、児童福祉司・児童心理司等の研修の受講 【児童相談所】 (大学)	管理者、専門職員の資質向上を図るため、全国研修等を受講するとともに、計画的に研修会を実施し、ケース処遇の充実や各種講座等の講師対応	・所長、児童福祉司、児童心理司等の研修受講 ・講座等への講師派遣				→

4 指標

①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、精神科医師等から助言による指導実施回数 ・ スーパーバイザー研修派遣者数
②	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間以内の対応率100%
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への巡回支援回数 (各市町村に年間2～3回程度) ・ 個別ケース検討会議参加回数 (各市町村に年間4回以上)
④	児童虐待相談対応Q & Aを活用した研修会等の実施回数
⑤	大学教授等からの助言による指導実施回数
⑥	児童虐待相談件数
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の受講者数 ・ 講師派遣の実施回数

区分 ActionⅢ【虐待の相談と対応機能を充実する】

項目 (3)広域振興局の市町村支援の充実

事業開始年度 平成17年度～ 主たる対象者 広域振興局

1 現状・これまでの取組

- ・家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、各地方振興局に家庭児童相談室を設置し、母子自立支援員兼家庭相談員等が相談指導業務に対応
- ・平成12年度：各地方振興局に児童虐待防止地域連絡会議（平成17年度に要保護児童対策地域連絡会議に名称変更）を設置
- ・平成18年度～：各地方振興局に設置している要保護児童対策地域連絡会議を広域振興局及び地方振興局に再編設置
- ・平成21年度：広域振興局及び地方振興局に設置している要保護児童対策地域連絡会議を発展的解消

2 課題

児童相談所と連携しながら、児童家庭相談の第一義的な窓口である市町村の相談対応機能の充実を支援するとともに、県民や民生児童委員・主任児童委員、地域の支援組織に対して児童虐待防止の普及啓発や取組促進を行う必要がある。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 市町村児童家庭相談への支援 【広域振興局・保健福祉環境センター】 【児童相談所】	職員の研修受講の機会を確保するとともに、要保護児童対策の情報交換等の実施、市町村の個別ケース検討会議での助言、児童家庭相談援助関係者等に対する研修等による市町村の支援	・情報交換等の実施 ・市町村個別ケース検討会議への参加				→
② 市町村の後方支援や主任児童委員等の活動への支援 【児童相談所】 【広域振興局・保健福祉環境センター】 (県本庁)	市町村の取組みの支援、児童相談所との連携による主任児童委員等を対象とした研修等の実施、活動への支援	主任児童委員等を対象とした研修等の実施				→

4 指標

①	情報交換等の実施回数や市町村個別ケース検討会議への参加回数
②	主任児童委員等を対象とした研修等の実施回数

区分 ActionⅢ【虐待の相談と対応機能を充実する】

項目	(4) 養護体制の充実		
事業開始年度		主たる対象者	被虐待児童等

1 現状・これまでの取組

- ・児童養護施設等に入所中の被虐待児童の心のケアを行うため専門職員によるカウンセリング等を個別に実施するとともに、被虐待児童を養育する里親に対し児童福祉司の訪問による相談、助言を行うなど、その養育を支援
- ・平成20年度：里親制度の改正により、養育里親への研修が制度化
- ・平成21年度～：児童養護施設の基幹的職員（スーパーバイザー）養成研修を実施
- ・専門里親の養成数：16～21年度 6名

2 課題

- ・児童養護施設、里親、児童相談所が相互に連携を強化し、児童についての理解を深め、個々の状況に応じたカウンセリングや養育の充実を図るとともに、子どもの権利擁護の取組を推進する必要がある。
- ・児童養護施設等において、家庭的な雰囲気での個別ケアなどケアの充実を図る必要がある。
- ・里親制度の普及啓発や養育里親の育成、被虐待児童の養育を委託できる専門里親の養成などを推進する必要がある。
- ・施設退所児童等の相談援助や就労支援など自立に向けた支援を充実する必要がある。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 児童養護施設等の機能の充実 【児童養護施設等】 【県本庁】	心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の入所児童へのカウンセリング、心理療法を実施	入所児童へのカウンセリング、心理療法の実施				→
② 被措置児童等への虐待の防止 【県本庁】 【児童相談所】 【児童養護施設等】 【里親】	「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいた体制づくり、子どもの権利擁護の強化等を実施	施設職員等への研修会、児童への説明等の実施				→
③ 児童養護施設等職員の研修の充実 【県本庁】 【児童相談所】 【児童養護施設等】	施設ケア体制の充実を図るため、基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するとともに、権利擁護や処遇の充実に向けた児童養護施設等職員の研修の充実	・研修への派遣、職場研修の充実(児童養護施設等) ・講師養成研修への派遣(県本庁)				→
④ 里親の拡充と専門里親の養成 【県本庁】 【児童相談所】 【里親会】	家庭的な養育環境を充実するため、里親制度の普及啓発や里親への研修などにより里親の育成や資質を向上	・里親指導、支援の強化 ・専門里親の養成				→

4 指標

①	カウンセリング、心理療法の実施回数
②	・研修会の実施回数 ・児童への説明の実施回数
③	・児童養護施設等職員への研修の実施回数（各施設1名以上の参加） ・基幹的職員（スーパーバイザー）養成研修の実施回数
④	・里親への研修の実施回数 ・専門里親の養成数

区分 ActionⅣ【虐待の再発を防止する】

項目	(1) 親子分離後の家族支援		
事業開始年度		主たる対象者	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、裁判所等

1 現状・これまでの取組

- ・児童虐待ケースの対応は、児童福祉司が児童心理司や精神科嘱託医と連携し、入所施設や家族との調整、指導等への取組み
- ・児童相談所と児童養護施設等とは、定期的に連絡会議を行い、情報交換を実施

2 課題

被虐待児童等に対する自立支援計画に基づく家族再統合の取組みや親に対するグループ療法の実施など家族支援の取組みが必要である。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組み 【児童相談所】 【児童養護施設等】	家庭支援機能を強化するため、関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに、家族再統合に向けた取組を強化	自立支援計画に基づく支援の実				→
			家族支援体制の充実			→
② 養育者（親）に対する支援プログラムの導入 【児童相談所】	家族統合に向けた保護者の指導・支援を推進	保護者同士の語り合い・振り返りの場の提供				→
			参加者中心の運営による自助グループ立上げ			→
				市町村などによるグループ支援体制構築		→

4 指標

①	自立支援計画作成数
②	養育者（親）に対する支援プログラムの実施回数

区分 ActionIV【虐待の再発を防止する】

項目 (2) 司法との連携強化

事業開始年度 平成17年度～ 主たる対象者 警察、検察、裁判所等

1 現状・これまでの取組

- ・ 個別ケースごとに適宜連絡調整等を行い、対応
- ・ 平成18年度～：児童虐待に関する児童相談所と警察の相互連携に係る実施要綱を策定し、連絡会議の設置や情報の共有等を実施

2 課題

児童の安全確認のための立入調査や臨検・捜索等に備えて、警察や裁判所等との情報共有や連携を強化する必要がある。

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 司法（裁判所、警察）関係との連携の強化 【児童相談所】 【司法：家庭裁判所、警察等】	司法（裁判所、警察）関係との連携を図るため、会議への参加や立入調査や臨検・捜索等の対応での連携を推進	情報共有を図る連絡会等への参画及び共同した取組みの充実				

4 指標

①	連絡会等の実施回数
---	-----------

区分 ActionIV【虐待の再発を防止する】

項目	(3) 児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実		
事業開始年度		主たる対象者	児童養護施設等、里親、措置解除後の児童及び家庭

1 現状・これまでの取組

- ・施設退所児童や家族に対し、児童福祉司が中心となり施設の家庭支援専門員や福祉事務所等と連携を図りながら支援
- ・平成21年度～：施設退所児童等の相談援助や就労支援を行う児童自立援助拠点を開設
- ・平成22年度：施設退所児童等が共同生活を営み、相談等の支援が受けられる自立援助ホームを開設予定
- ・専門里親：平成21年度末現在 6名、被虐待児を受け入れなし。

2 課題

- ・被虐待児の増加等に伴い、児童養護施設等からの退所児童のアフターケア及び里親委託解除後の児童に対するケアを充実するなど、きめ細かな指導により虐待の再発防止を図る必要がある。
- ・施設退所児童等の相談援助や就労支援など自立に向けた支援を充実する必要がある。〔再掲〕

3 今後の取組

項目 【主たる機関等】 (関係・協力機関)	内容	取組み年度				
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 施設退所後や里親委託解除後の支援【児童養護施設等】(児童相談所、市町村、里親)	施設退所後や里親委託解除後の児童への適切なアフターケアを行い、その自立に向けた支援を充実	適切なアフターケアの実施				→
② 児童自立援助拠点及び自立援助ホームの運営【県本庁】【社会福祉法人】(児童相談所)	施設退所児童等の自立に向けた支援を行うため、相談援助や就労支援などを行う援助拠点及び自立援助ホームの運営、関係機関の連携による運営支援の実施	児童自立援助拠点の運営 自立援助ホームの運営				→

4 指標

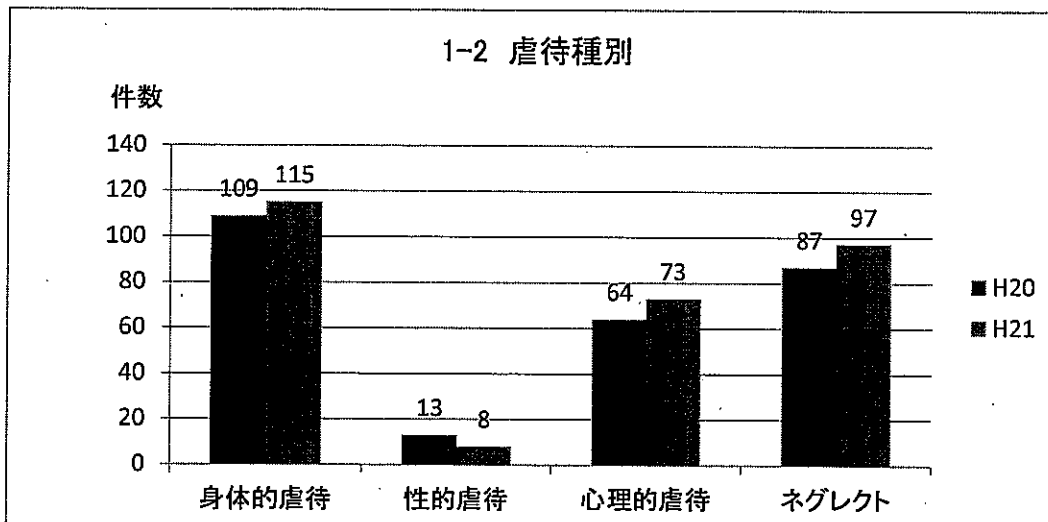
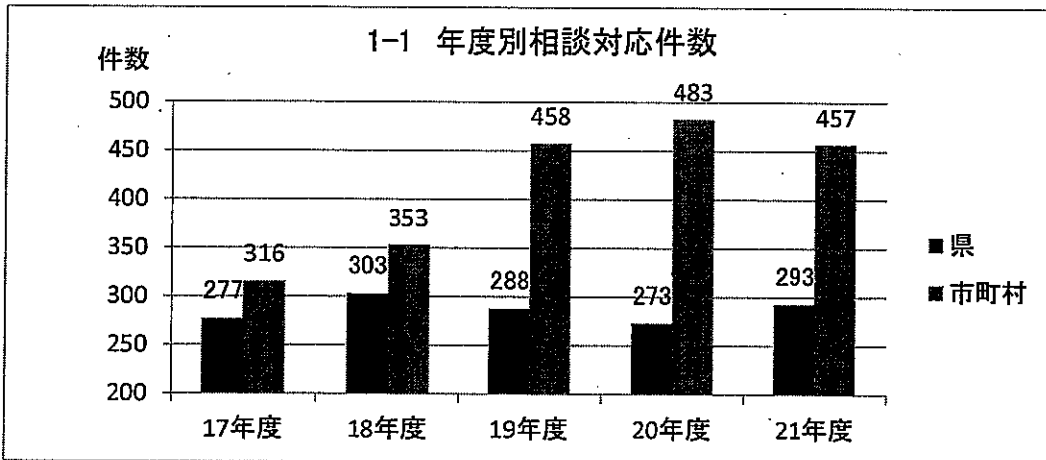
①	アフターケア実施率
②	自立援助ホーム利用者数

参考資料

児童虐待相談の状況

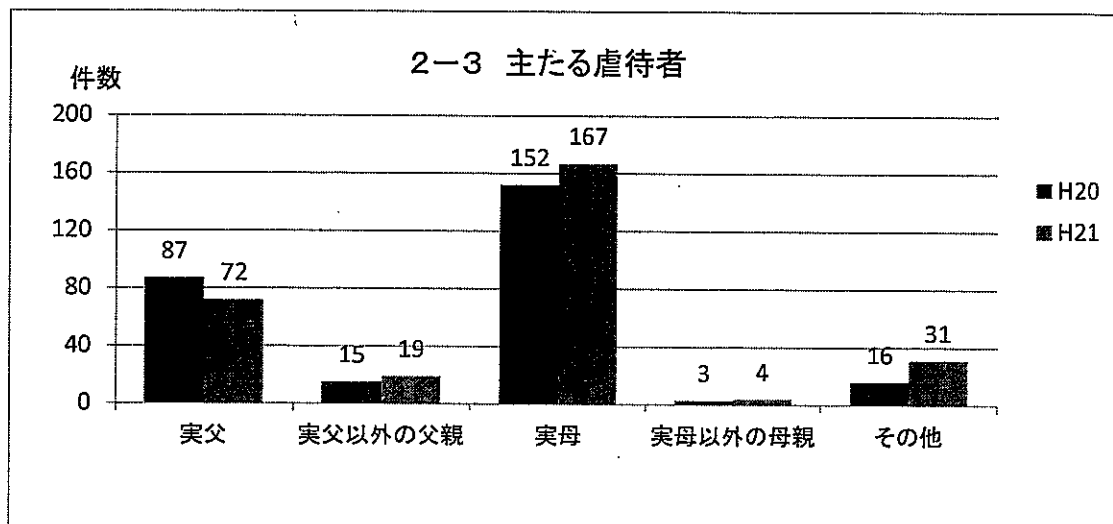
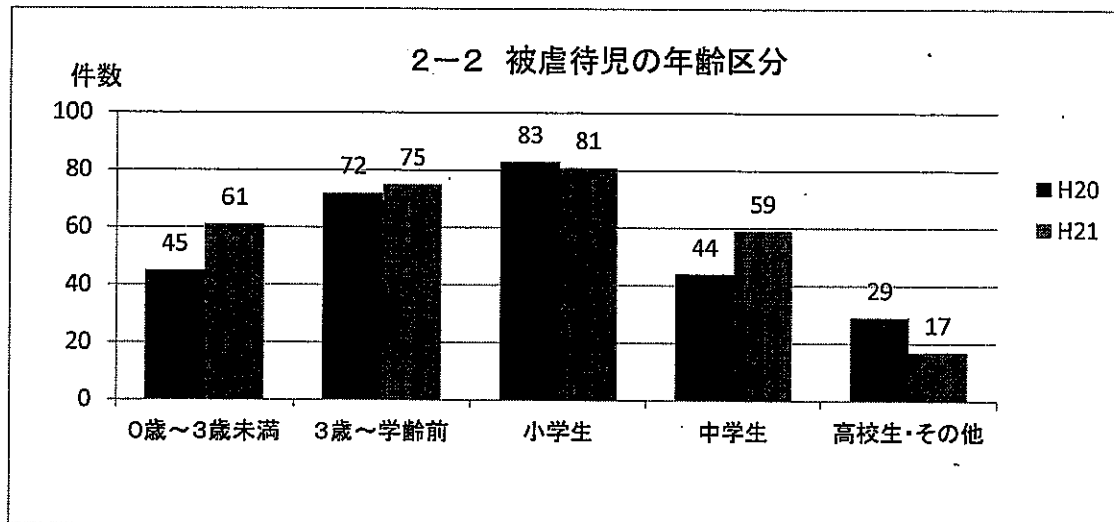
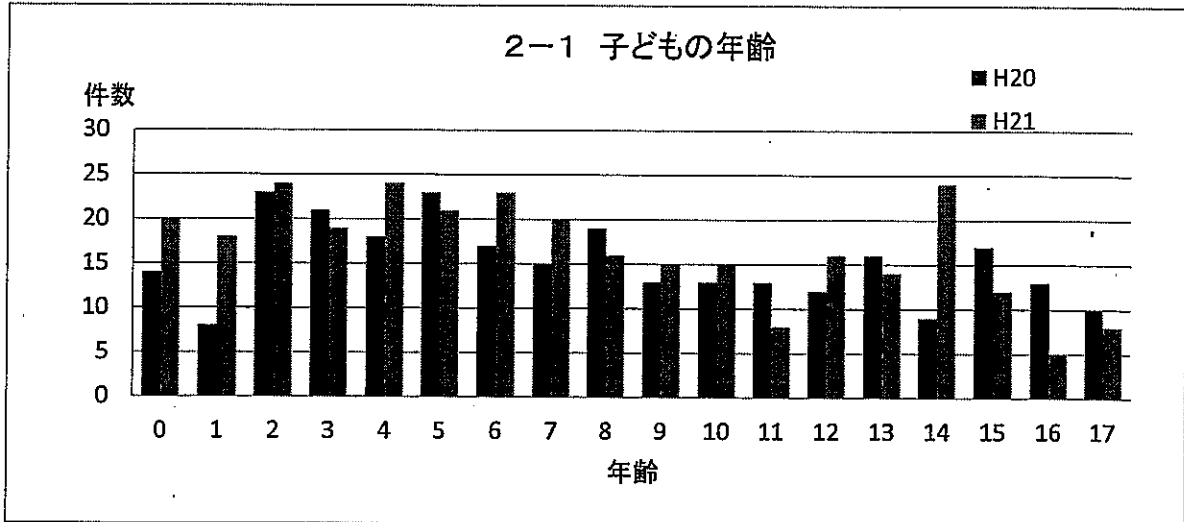
1 児童虐待相談対応件数の推移

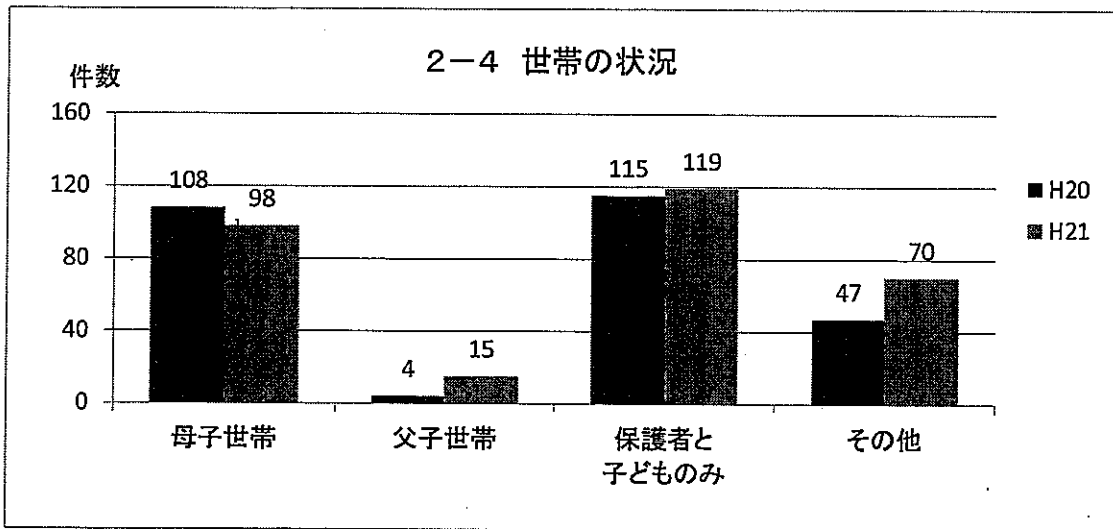
- 虐待相談対応件数は、平成21年度は、児童相談所では増加、市町村では若干減少しており、県全体ではほぼ横ばいで推移している。
- 種類別では「身体的虐待」が最も多く、次に「ネグレクト」、「心理的虐待」の順



2 児童虐待相談対応の状況

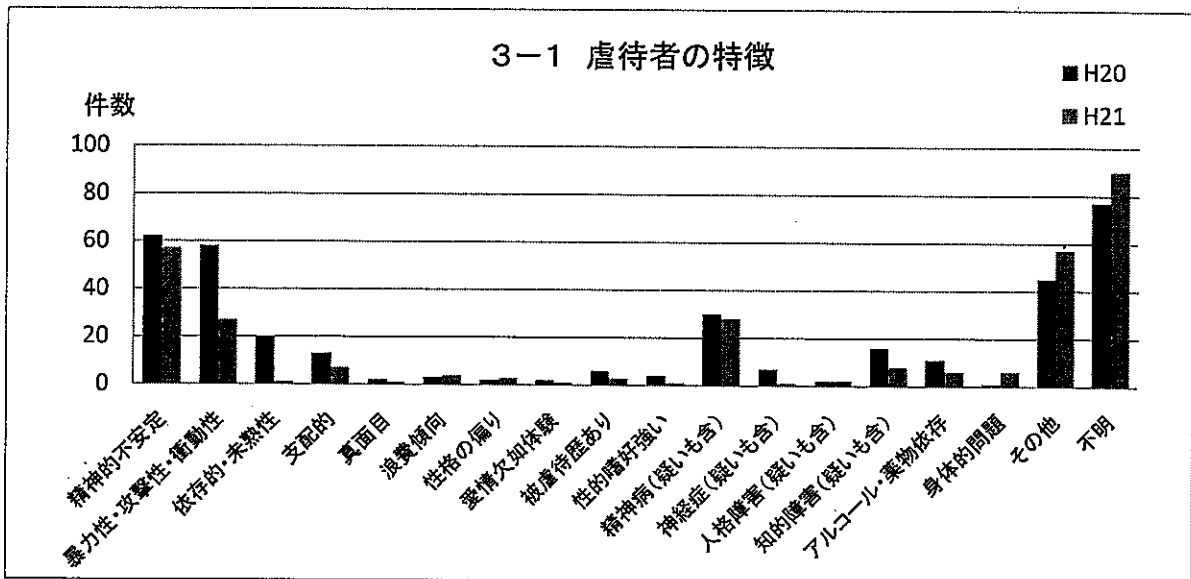
- 各年齢で虐待が起こっているが、「小学生」が最も多く、次いで「3歳～学齢前」、「0～3歳」となっている。
- 主たる虐待者は「実母」が6割を占めており、次いで「実父」が多い。
- 世帯状況では「保護者と子どものみ」の世帯で最も多く、次に「母子世帯」となつ



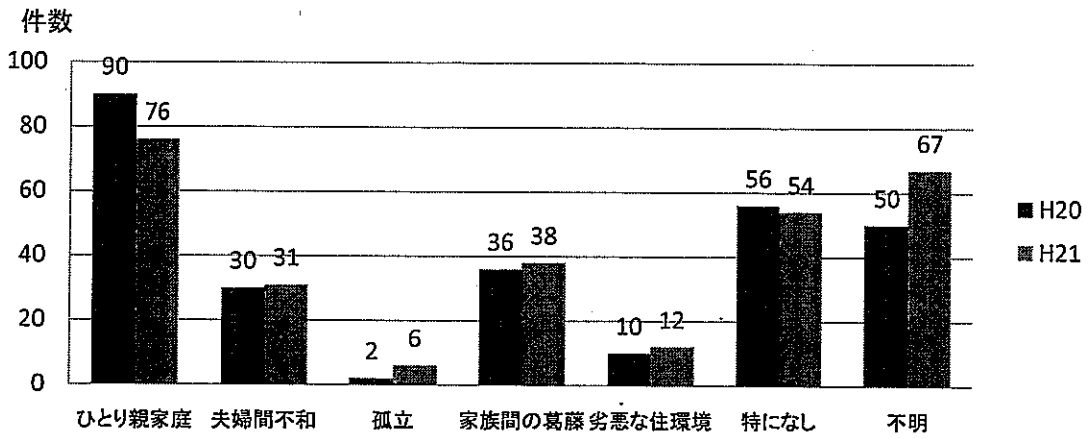


3 児童虐待の要因と影響

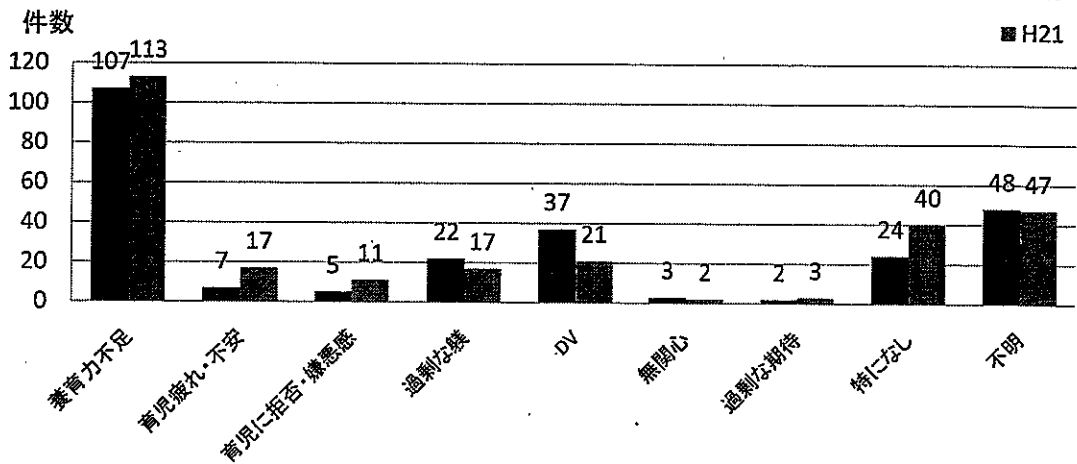
- 虐待者の特徴では、不明なものが多いが、「精神的不安定」、「暴力性・攻撃性等」、「精神病」が多い。
- 社会的・家庭的要因としては、「ひとり親家庭」が最も多く、「不明」、「特になし」、「家族間の葛藤」、「夫婦間の不和」の順に多い。
- 保護者にかかる要因では、「養育力不足」が最も多く、ほかに「DV」、「過剰な嫉妬」、「育児疲れや不安」が多い。
- 子どもにかかる要因では、「特になし」、「不明」が多く、ほかに「知的発達の遅



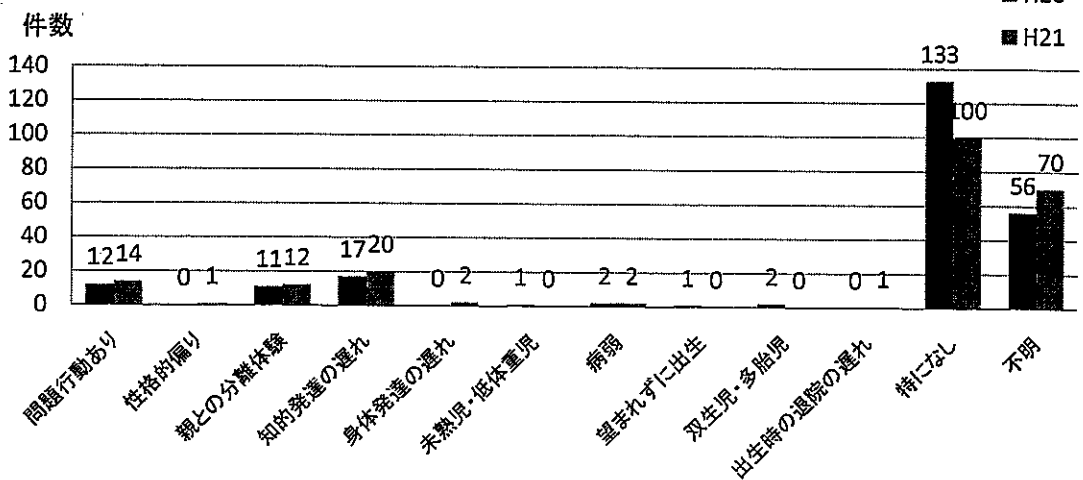
3-2 社会的・家庭的要因



3-3 保護者にかかる要因



3-4 子どもにかかる要因



4 その他

○ 対応状況は、「助言指導」が割合が最も多く、次に「継続指導」、「施設入所」が多い。

